

第 24 号議案

神戸市空家空地対策の推進に関する条例及び神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市空家空地対策の推進に関する条例及び神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市空家空地対策の推進に関する条例及び神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(応急的危険回避措置)</p> <p>第16条 市長は、特定空家等、特定類似空家等又は特定空地等について、市民の生命、身体又は財産へ危害が及ぶことを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該特定空家等、特定類似空家等又は特定空地等に対して、その危害の防止のため</p>	<p>(応急的危険回避措置)</p> <p>第16条 市長は、特定空家等、特定類似空家等又は特定空地等について<u>所有者等</u>を確認することができない場合において、市民の生命、身体又は財産へ危害が及ぶことを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該特定空家等、特定類似空家等又</p>

に必要最小限の措置をとることができる。

は特定空地等に対して、その危害の防止のために必要最小限の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとった後所有者等を知ることができたときは、当該措置に要した費用は、その所有者等の負担とすることができる。

2 市長は、前項の措置を講じるときは、当該特定空家等、特定類似空家等又は特定空地等の所在地及び当該措置の内容を所有者等に、あらかじめ通知（所有者等又はその連絡先を知ることができない場合にあつては、公告）をしなければならない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等の負担とすることができる。

（神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(応急的危険回避措置)

第61条 市長は、危険な状態にある建築物について、市民の生命、身体又は財産へ危害が及ぶことを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該建築物に対して、その危害の防止のために必要最小限の措置をとることができる。

2 市長は、前項の措置を講じるときは、当該建築物の所在地及び当該措置の内容を、所有者等にあらかじめ通知（所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告）をしなければならない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等の負担とすることができる。

(応急的危険回避措置)

第61条 市長は、危険な状態にある建築物について所有者等を確知することができない場合において、市民の生命、身体又は財産へ危害が及ぶことを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該建築物に対して、その危害の防止のために必要最小限の措置をとることができる。
この場合において、当該措置をとった後所有者等を確知することができたときは、当該措置に要した費用は、その所有者等の負担とすることができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

所有者等が判明している場合にも、応急的危険回避措置を可能とするに当たり、条例を改正する必要があるため。